

春日部市都市計画税条例の一部を改正する条例

春日部市都市計画税条例（平成17年条例第77号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3 <u>第10項</u>から<u>第12項</u>まで、第23項、第24項、第26項 <u>又は第28項</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>附 則</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19 法附則第15条第1項、<u>第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第28項</u>」とあるのは「若しくは<u>第28項</u>又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3 <u>第9項</u>から<u>第11項</u>まで、第23項、第24項、第26項、<u>第27項、第29項</u> <u>又は第31項から第33項</u>までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>附 則</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>17</p> <p>18</p> <p>19 法附則第15条第1項、<u>第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項</u>から<u>第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項</u>若しくは<u>第46項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第31項から第33項</u>まで」とあるのは「若しくは<u>第31項から第33項</u>まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の春日部市都市計画税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第9号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。